

高知市キャッシュレス決済機能付き対面式セミセルフPOSレジ導入等業務
公募型プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 業務名

高知市キャッシュレス決済機能付き対面式セミセルフPOSレジ導入等業務

(2) 目的

各種証明書発行時の手数料の徴収のために、本庁舎1階及び2階の証明発行窓口において、多種多様な決済手段の提供による市民サービスの向上及び新型コロナウイルス感染症の感染予防策の一環として、令和4年度中にキャッシュレス決済機能付き対面式セミセルフPOSレジ（以下「POSレジ」という。）を導入するとともに、導入後のキャッシュレス決済による各種証明書発行手数料（以下「収納金」という。）の指定納付受託業務を委託する。

受託候補者の選定にあたっては、価格のみでなく事業者の持つ提供サービスの内容等を勘案し、他市町村等での実績なども含め、総合的な見地から判断して最適な事業者と契約を締結する必要があることから、公募型プロポーザル方式により、当該業務の受託候補者を選定する。

本実施要領は、高知市（以下「本市」という。）が、POSレジを導入し、また導入後の指定納付受託業務の受託候補者を選定することに必要な事項を定めるものである。

(3) 業務内容

POSレジの導入、機器の設置作業、インターネット回線等の環境構築、導入後5年間の機器保証期間における修理、導入後の指定納付受託業務。

(4) 導入場所及び台数

- ・高知市本町5丁目1番45号 高知市役所本庁舎1階 中央窓口センター 2台
- ・高知市本町5丁目1番45号 高知市役所本庁舎2階 資産税課 1台

(5) 契約期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

(6) 業務実施時期

POSレジ導入後の指定納付受託業務の開始日は、令和5年2月1日（水）を予定とする。なお、開始予定日より早期に開始できる場合は、提案できるものとする。

※業務開始日は、受託候補者と協議のうえ決定するものとする。

(7) 提案限度額

提案限度額 5,537,338円（①②の合計額）

- ① POSレジ導入 3台合計 5,445,000円以内（消費税及び地方消費税を含む）
3台分の導入費用及び利用に必要な経費（5年間の機器保証に係る費用を含む）。

- ② 指定納付受託業務（2か月分） 92,338円以内（消費税及び地方消費税含む）
中央窓口センター2台及び資産税課1台分の指定納付受託業務の費用
また、この金額は契約予定価格を示すものではないので注意すること。

※令和5年度以降のランニングコスト(定期的な点検による保守管理)が発生する場合は、提案する見積額とは別に企画提案書に明記すること。(別紙1「高知市キャッシュレス決済機能付き対面式セミセルフPOSレジ導入等業務仕様書」(以下「別紙1仕様書」という。))「8 サポート等」(1)(4)参照のこと。)

2 参加資格要件

提案者（共同企業体の場合、構成員も含む）は、公告日から受託候補者決定までの間において、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 高知市競争入札指名停止措置要綱（平成6年7月1日制定）（以下「本市指名停止要綱」という。）の規定による指名停止又は指名回避の措置を受けている期間が存在しない者。又は、本市指名停止要綱の対象となる事案に該当しない者。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項若しくは第2項の規定に基づく破産手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であっても、民事再生法の規定に基づく再生計画認可の決定又は会社更生法の規定に基づく更生計画認可の決定を受けた者については、当該再生手続開始又は更生手続開始の申立てがなされなかったものとする。
- (4) 代表者又は役員等が、高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成23年規則第28号）第4条各号のいずれにも該当しない者。
- (5) 平成30年度以降に国及び地方公共団体において、本実施要領に関する業務（類似業務を含む）の実績があること。
- (6) 国税、地方税、社会保険料のいずれも滞納していないこと。
- (7) 法人であること。

その他(失格等に関する事項)

(ア) 次のいずれかに該当することが明らかになったときは、失格となることがある。

- ・参加資格要件を満たさなくなったとき。
- ・提出書類に虚偽の記載をしたとき。

- ・提出書類に不備があった，又は指示した事項に違反したとき。
- ・選定委員会の委員，市職員又は当該プロポーザル関係者に対して，不正な接触の事実が認められたとき。

(イ) 受託候補者決定から契約締結日までの間において，次に該当したときは，契約候補の決定を取り消し，契約を締結しないことがある。

- ・参加資格要件を満たさなくなったとき。

3 質問と回答

(1) 提出方法

別紙「質問書」(様式第1号)をFAX又は電子メールにより提出すること。

いずれの提出方法においても，電話により到達を確認すること。

(2) 提出期限

令和4年9月20日(火)午後5時(必着)

(3) 提出先

「9 担当部署(問い合わせ先)」と同じ

(4) 回答

令和4年9月26日(月)中に高知市ホームページで回答する。

なお，このプロポーザルに関する質問は，この質問書のみによるものとし，電話，口頭及び電子メールなどでの問い合わせや受付期間外の質問は受け付けない。

また，この回答の内容は，本実施要領及び別紙1仕様書の改訂とみなす。

4 参加意向申出書の提出

(1) 提出書類

提案者はプロポーザル参加に際し，次に掲げる書類を提出すること。

- ① 参加意向申出書(様式第2号)
- ② 資格要件確認書(様式第3号)
- ③ 使用印鑑届(様式第4号)
- ④ 登記簿謄本又は登記事項証明書(現在事項全部証明書等)
- ⑤ 市町村税に係る納税証明書
 - ※滞納がないことの証明書又は直近2事業年度の納税証明書
 - ※所在地が東京23区の場合は提出不要
- ⑥ 都道府県税に係る納税証明書
 - ※滞納がないことの証明書又は直近2事業年度の納税証明書
- ⑦ 国税に係る納税証明書(未納税額のない証明書)

法人税，消費税及び地方消費税，源泉所得税及び復興特別所得税(強制徴収分)

【納税証明書の種類：その3】…その他欄に「源泉所得税及び復興特別所得税」と記

載し請求。

⑧ 社会保険料納入確認（申請）書（様式第5号）

※直近2年間に未納がないことの証明書

⑨ 財務諸表

※直近1事業年度の決算書類

貸借対照表，損益計算書，株主資本等変動計算書等の写し

⑩ 暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書（様式第6号）

⑪ 共同企業体による申請に係る書類

ア 共同企業体結成に係る協定書（写し）

協定書には，出資比率，構成員ごとの担当業務，構成員が債務不履行の場合の対応方法などを必ず明らかにしてください。

イ 委任状（様式第7号）

共同企業体の代表者を受任者とし，各構成員が委任者として提出すること。なお，記入の際には，各団体の所在地，商号（名称），代表者名を明記し，各団体の代表者印を押印すること。

【注意事項】

- 官公署等の証明書類は，申請書提出日から遡って3か月以内に発行されたものに限る。
- 本市の令和4・5年度物件等競争入札参加資格を有している提案者は，③～⑩の提出は不要とする。
- 共同企業体により提案する場合は，構成員ごとに②～⑩を提出すること。

(2) 提出方法

提出書類は紙媒体とし，①～⑩は各1部（共同企業体は⑩をあわせて提出）を持参（土曜日，日曜日及び祝日を除く日の午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時を除く。）とする。）又は郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）によること。

(3) 提出期限

令和4年9月30日（金）午後5時（必着）

(4) 提出先

「9 担当部署（問い合わせ先）」と同じ

(5) 参加資格審査及び結果通知

参加意向申出書の提出があった者について資格審査を行い，審査結果を参加資格確認結果通知書により通知する。なお，資格審査により失格となった者は，通知を受けた日の翌日から起算して7日以内に，この理由について説明を求めることができる。

5 企画提案書の提出

上記4（5）により，参加資格確認結果通知を受け，資格を有することを認められた事

業者は、別紙1仕様書の条件を満たす提案とし、次に定めるところにより企画提案書を作成し、提出するものとする。

(1) 提出書類

ア 企画提案応募申請書（様式第8号）

イ 企画提案書（任意様式）

企画提案書は、別紙1仕様書を参照し、求められている内容を把握したうえで、以下の項目ごとに規格A4判片面（A3折込可）、10.5ポイント以上、用紙の向きは縦又は横のいずれかで統一し、正本1部、副本9部を提出すること。

原則、企画提案書は下記の項番順に作成すること。

(ア) スケジュール案及びそれに基づいた作業体制

- ・想定する業務開始までの全体スケジュールを詳細に記載すること。

(イ) 調達機器等

① POSレジ端末、自動釣銭機

- ・性能等について

調達する機器の製品名（型番）やセールスポイント

レシート発行 自動釣銭機による金銭授受の流れ タッチパネルの感染症予防対策（非接触、抗菌シート等）

- ・各証明書の発行件数等の集約方法について

- ・別紙1仕様書「4 POSレジ端末機器について」（16）について

② 設置方法

POSレジを窓口のハイカウンターに設置する計画である。設置するための方法について記載すること。

③ キャッシュレス決済端末

- ・利用者の支払い方法

- ・キャッシュレス決済の種類及び提案理由

参考として、将来的に利用可能なキャッシュレス決済種別があれば、利用可能時期等について記載すること。

- ・個人情報の取得・削除等の方法

(ウ) 指定納付受託業務

① 指定納付受託業務に係る決済手数料について

利用可能なすべてのキャッシュレス決済種別について、それぞれの決済手数料の料率（消費税の課税・非課税）について記載すること。

また料率のほか、その他の経費についてもすべて記載すること。

② 本市への収納金の納付方法

（別紙1仕様書「7 指定納付受託業務について」を参照のこと。）

※本市が支払う指定納付受託業務に係る決済手数料を収納金から控除して

納付する方式は認めないこととする。

- ③ 指定納付受託業務に係る決済手数料の支払いについて
(別紙1仕様書「7 指定納付受託業務について」を参照のこと。)
本市が支払う決済手数料は、月ごととする。
- ④ 別紙1仕様書「7 指定納付受託業務について」及び本業務を実施するうえでの個人情報保護の取組み内容について記載すること。

(エ) 導入サポート等

- ① 導入機器の保証内容（導入後5年間）
 - ・技術者の派遣依頼から現地到達までに要する時間を記入すること。併せて、人員体制、事務所所在地、導入後のサポート体制及び障害発生時の対応等について記載すること。
- ② 研修体制及びマニュアル
 - ・実現可能な研修回数、研修内容等を記載すること。
 - ・操作マニュアルを企画提案書とは別に提出すること。
- ③ 令和5年度以降に発生する経費について（経費が発生する場合のみ記載）
 - ・ランニングコストの内容及び金額の予定について記載すること。
(別紙1仕様書「8 サポート等」(1)(4)を参照のこと)

(オ) 独自提案

- ・独自の有用な提案があれば記載すること。

ウ 企業の業務実績調書（様式第9号）

「1 業務概要(2)・(3)」の業務を含む国及び地方公共団体での実績とする。また、提案者が主体（受託者（共同企業体の構成員は認めるが、再委託及び下請けは除く。））となって実施したものとする。

エ 業務の実施体制（様式第10-1号、10-2号）

オ 見積書及び見積内訳書（任意様式）

履行期間内に本業務を実施するための費用を提案限度額の範囲内で、仕様書の各内容の内訳が分かるように作成すること。また、その見積内訳額の算定の根拠も示すこと。金額は消費税等込みの金額を記入すること。

なお、令和5年度以降のランニングコストについて、提案する見積額とは別で提案すること。

カ POSレジのカタログ等

キ 情報非公開希望申立書（様式第11号）

(2) 提出方法

提出書類は紙媒体とし、持参（土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時を除く）とする。）又は郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）によること。

(3) 提出期限

令和4年10月17日(月)正午(必着)

(4) 提出先

「9 担当部署(問い合わせ先)」と同じ

(5) 留意事項

ア 企画提案書は1者1提案とする。また、1事業者が、複数の共同企業体に加わり提案することはできない。

イ 企画提案書を受理した後の差替え、追加、削除等は一切認めない。

6 審査及び選定

(1) 審査方法

審査は、審査評価基準に基づくプレゼンテーション審査を実施し、別途定める「高知市キャッシュレス決済機能付き対面式セミセルフPOSレジ導入等業務公募型プロポーザル選定委員会設置要綱」に基づき選定された選定委員5人が、一人200点満点で評価し、採点する。

なお、審査は非公開とし、審査方法についての質問や異議は一切受け付けない。

プレゼンテーションは20分以内、質疑は15分程度とする。プレゼンテーションの際にパソコン等の使用も認めるが、スクリーン及びプロジェクター以外の機器は各自用意することとし、スクリーン及びプロジェクターの利用を希望する場合は、審査前に連絡すること。

なお、審査に用いるプロジェクターの接続端子は、HDMI、VGAのいずれかとする。

プレゼンテーション審査に参加できる人数は、1事業者あたり3名までとする。

※実施日は令和4年10月20日(木)を予定し、時間及び場所については別途通知する。

(2) 受託候補者の選定

審査の結果に基づき、企画提案者の中から、選定委員5人の合計評価点を総得点とし、総得点が最高位の事業者を受託候補者に選定する。

ただし、出席委員(委員長及び副委員長含む。)全員が満点をつけた場合の総得点の6割を最低基準点とし、最低基準点以上の者を選定の対象とする。最低基準点以上の者がいない場合は、受託候補者を選定しない。

なお、総得点が最も高い事業者が複数いる場合は、提案価格が廉価な者を受託候補者とする。また、見積額も同額の場合は、くじにより選定する。

受託候補者選定後、本市が必要と判断した場合は、企画提案の内容について協議を行うことがある。受託候補者との協議が整わない場合は、次順位受託候補者と契約締結の交渉を行う。

(3) 審査基準

審査の評価基準は、別記「審査評価基準」のとおりとする。

(4) 審査結果通知

審査結果は、企画提案書の提出者全員に書面で通知する。

7 実施スケジュール（予定）

実施内容	日時
公告	令和4年9月12日（月）
プロポーザルに関する質問書の提出期間	令和4年9月12日（月）から 令和4年9月20日（火）午後5時まで
プロポーザルに関する質問に対する回答	令和4年9月26日（月）
参加意向申出書の提出期間	令和4年9月30日（金）午後5時まで
参加資格通知発送	令和4年10月5日（水）
企画提案書の提出期間	令和4年10月5日（水）から 令和4年10月17日（月）正午まで
プロポーザル選定委員会の審査 （プレゼンテーション）	令和4年10月20日（木）
審査結果の通知	令和4年10月24日（月）
契約の締結	令和4年11月2日（水）

8 その他の留意事項

- (1) 企画提案に要する費用は、全て提案者の負担とする。
- (2) 共同企業体を結成して提案を行う場合は、応募に関する事務を全て当該共同企業体の代表者を通じて行うこと。また、本市が当該代表者に対して行った行為は、当該共同企業体全ての構成員に対して行ったものとみなす。
- (3) 提出された書類は、理由の如何に関わらず返却しない。

- (4) 提出された書類は、提案者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。
- (5) 提出された書類は、審査及び説明並びに公表のために、その写しを作成し使用することができるものとする。
- (6) 提出された書類は、高知市行政情報公開条例（平成 12 年条例第 68 号、以下「条例」という。）に基づく情報公開請求があった場合、公開することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の権利、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認めるに足りる合理的な理由があるもの（条例第 9 条第 1 項第 3 号該当）を除き公開することとする。したがって、提案内容に条例第 9 条第 1 項第 3 号に該当する部分がある場合は、企画提案書を提出する際に、非公開とする部分と具体的な理由を記載した情報非公開希望申立書（様式第 11 号）を提出すること。ただし、非公開の申出があった部分であっても、合理的な理由がないと判断する場合や公開することが公益上必要であると認める場合などは、公開することがある。
- (7) 参加を辞退するときは、必ず参加辞退届（様式第 12 号）を提出すること。なお、辞退することによって、今後の本市との契約等について不利になることはない。
- (8) 様式（第 1 号～第 12 号）について、電子データの提供を希望する場合は高知市中央窓口センターの電子メールにて申し出ること。また、電子メールを送付した際は電話にて送付の旨を連絡すること。
- (9) 審査結果の通知時に、受託候補者の名称、所在地、総得点、その他参加者（「B 社」「C 社」等記載）の総得点を市のホームページで公表し、契約締結後に契約相手方、契約締結日、契約金額を公表する。
- (10) 選考結果等については、通知を受けた日の翌日から起算して 7 日以内に、その理由について説明を求めることができる。その場合、本市が開示しても差し支えないと判断した項目に限り回答する。

9 担当部署（問い合わせ先）

担当：高知市市民協働部中央窓口センター 間島・西

住所：〒780-8571 高知市本町 5 丁目 1 番 45 号 高知市役所本庁舎 1 階

電話：088-856-9324 FAX：088-823-9968

Eメール：kc-101300@city.kochi.lg.jp

受付については、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとし、土曜日・日曜日・祝日及び月曜日から金曜日の正午～午後 1 時を除く。